

議案第11号

東広島市外国語指導助手の任用等に関する規則の一部改正について

東広島市外国語指導助手の任用等に関する規則の一部を改正する規則を定めることについて、次のとおり提案する。

令和5年3月23日提出

東広島市教育委員会

教育長 市場 一也

1 提案理由

外国語指導助手が骨髄移植等のための骨髄又は末梢血幹細胞の提供等に必要
な検査、入院等をする場合の特別休暇を新たに設けるため、この議案を提出する
ものである。

2 改正案

別紙のとおり。

3 施行期日

令和5年4月1日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に
属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市外国語指導助手の任用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年 月 日

東広島市教育委員会
教育長 市場 一也

東広島市外国語指導助手の任用等に関する規則の一部を改正する規則

東広島市外国語指導助手の任用等に関する規則（平成29年東広島市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第5号中「一の会計年度」を「任期中」に改め、同項第10号中「当該男子の」を「当該」に改め、同項第14号中「5日」を「任期中において、5日」に改め、同項中第21号を第22号とし、第17号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 外国語指導助手が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

第14条第2項中「第17号から第21号まで」を「第18号から第22号まで」に、「第16号」を「第17号」に改める。

第17条第1項中「第20号」を「第21号」に、「同項第21号」を「同項第22号」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

東広島市外国語指導助手の任用等に関する規則（平成29年教育委員会規則第9号）新旧対照表

新	旧
<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 外国語指導助手は、次の各号に掲げる事由がある場合において、当該各号に定める期間の特別休暇を取得することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 外国語指導助手が不妊治療に係る通院その他の教育委員会が定める事由(以下この号において「通院等」という。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 <u>任期中</u>において5日(当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内の期間</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>(10) 外国語指導助手が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日につき2回の範囲内でそれぞれ30分以内の期間(男子の外国語指導助手にあっては、その子の<u>当該</u>外国語指導助手以外の親が当該外国語指導助手がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)</p> <p>(11)～(13) (略)</p> <p>(14) 外国語指導助手が要介護者(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年東広島市条例第37号)第8条の2第4項に規定する要介護者をいう。以下この項において同じ。)の介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 <u>任期中において</u>、5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間(要介護者が日常生活を営むのに支障がある期間が2週間以上にわたる場合に限る。)</p> <p>(15)・(16) (略)</p> <p><u>(17) 外国語指導助手が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間</u></p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 外国語指導助手は、次の各号に掲げる事由がある場合において、当該各号に定める期間の特別休暇を取得することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 外国語指導助手が不妊治療に係る通院その他の教育委員会が定める事由(以下この号において「通院等」という。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 <u>一の会計年度</u>において5日(当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内の期間</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>(10) 外国語指導助手が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日につき2回の範囲内でそれぞれ30分以内の期間(男子の外国語指導助手にあっては、その子の<u>当該男子の</u>外国語指導助手以外の親が当該外国語指導助手がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)</p> <p>(11)～(13) (略)</p> <p>(14) 外国語指導助手が要介護者(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年東広島市条例第37号)第8条の2第4項に規定する要介護者をいう。以下この項において同じ。)の介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 _____5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間(要介護者が日常生活を営むのに支障がある期間が2週間以上にわたる場合に限る。)</p> <p>(15)・(16) (略)</p>

新	旧
<p><u>(18)</u> (略)</p> <p><u>(19)</u> (略)</p> <p><u>(20)</u> (略)</p> <p><u>(21)</u> (略)</p> <p><u>(22)</u> (略)</p> <p>2 前項第1号から第9号まで及び<u>第18号から第22号</u>までの特別休暇は有給とし、同項<u>第10号から第17号</u>までの特別休暇は無給とする。</p>	<p><u>(17)</u> (略)</p> <p><u>(18)</u> (略)</p> <p><u>(19)</u> (略)</p> <p><u>(20)</u> (略)</p> <p><u>(21)</u> (略)</p> <p>2 前項第1号から第9号まで及び<u>第17号から第21号</u>までの特別休暇は有給とし、同項<u>第10号から第16号</u>までの特別休暇は無給とする。</p>